天理市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

天理市長 並 河 健

天理市条例第10号

天理市消防団条例の一部を改正する条例

天理市消防団条例(平成25年3月天理市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)」に改める。

第13条を次のように改める。

(報酬)

第13条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

- 2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。
- 3 前項の年額報酬は、毎年度2期に分けて支給する。ただし、年度の中途に おいて団員となった者についてはその任命された日の属する月分から、退職 等によりその職を離れた者についてはその退職等の日の属する月分まで、月 割計算により支給する。
- 4 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に 定める出動報酬を支給する。
- 5 前項の出動報酬は、その職務に従事した日の属する月の翌月に支給する。 ただし、市長が必要があると認めるときは、別に定める月に支給することが できる。

第14条第1項を次のように改める。

団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、費用弁償を 支給するものとし、その額及び支給方法は、天理市職員等の旅費に関する条 例(昭和37年3月天理市条例第12号)の例による。

第14条第3項中「別表」を「別表第3」に改め、同条第4項中「(昭和37年 3月天理市条例第12号)」を削る。

別表を次のように改める。

別表第1 (第13条関係)

区分	年額報酬の額
団長	135,000円
副団長	100,000円
分団長	73,000円
副分団長	63,000円
部長	52,000円
班長	43,000円
団員	41,000円

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2 (第13条関係)

区分	支給単位	出動報酬の額
災害による出動	1回	8,000円
警備による出動	1回	2,000円
訓練による出動	1回	2,000円
機械器具点検による出動	1回	1,000円
その他の出動	1回	2,000円

備考

災害による出動に対する報酬の額については、1回当たりの出動時間が4時間以上8時間未満のときは4,000円とし、出動時間が4時間未満のときは3,000円とする。

別表第3 (第14条関係)

区分	費用弁償の額
団長	給料表7級の職員の旅費相当額
副団長	同上
分団長	給料表6級の職員の旅費相当額
副分団長	同上

部長	給料表4級の職員の旅費相当額
班長	同上
団員	給料表3級の職員の旅費相当額

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に災害、警戒、訓練等の職務に従事した者から適用し、同日前に当該職務に従事した者 については、なお従前の例による。